

## 「守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章 中間見直しについて

### 1 中間見直しの要否の基準

○平成29年1月27日付け内閣府発出

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」より

#### (1) 教育・保育の量の見込みについて（1～3号認定）

・以下のいずれかに該当する場合、計画の見直しを行うこと。

- ①平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと）の子どもの実績値（※）が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合
- ②平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
- ③既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

（※）提供区域ごとの実績値

#### 【基本的な考え方】

⇒ 守口市においても、①、②、③のいずれかに該当する場合、見直しを行う。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

・教育・保育の量の見込みの見直しに併せて、必要に応じ、計画の見直しを行うこと。

#### 【基本的な考え方】

⇒ 守口市においては、(1)と同様、平成28年度の「量の見込み」について、計画値と実績値を比較して、10%以上の乖離があれば、見直しを行う。

### 2 見直しの必要性

○平成28年度時点で、提供区域ごとに計画値と実績値に10%以上の乖離が発生しているか。

10%以上の乖離 ⇒ 該当

10%未満の乖離 ⇒ 非該当

(1) 教育・保育の量の見込みについて（1～3号認定）

<資料4 P1 参照>

	市全体	東部エリア	中部エリア	南部エリア
1号認定	非該当	該当	非該当	該当
2号認定	該当	該当	非該当	非該当
3号認定(0歳)	該当	非該当	該当	該当
3号認定(1~2歳)	非該当	非該当	非該当	該当

【今回見直しを行う区分】  
⇒ すべての区分において、10%以上の乖離があるため、見直しを行う。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

<資料4 P2~P4 参照>

	市全体	東部エリア	中部エリア	南部エリア
時間外保育	該当	該当	該当	該当
児童クラブ(低)	非該当	該当	該当	非該当
児童クラブ(高)	—	—	—	—
短期支援	該当			
地域子育て拠点	非該当	該当	該当	該当
一時預かり(1・2号)	該当	該当	該当	該当
一時預かり(その他)	該当	—	—	—
病(後)児保育	該当			
ファミサポ(低)	該当			
ファミサポ(高)	該当			
利用者支援	非該当			
妊婦健康診査	該当			
乳児全戸訪問	非該当			
養育支援訪問	該当			

【今回見直しを行う事業】  
⇒ ほとんどの事業で、10%以上の乖離があるため、全ての事業に対し見直しを行う。

### 3 量の見込み についての見直しの方法

○以下の方法により、見直しを行う。

#### 【1～3号認定】

「見直し後の量の見込み（人）」

＝「(1) 補正後の推計児童数」×「(2) 支給認定割合」(※)

×「(3) 女性の就業率補正係数」

※「支給認定割合」：児童数に占める支給認定子どもの割合

#### (1) 推計児童数に対する補正について <資料5 P1～2 参照>

- ・0歳については、直近3ヶ年の0歳人口の変化率の平均を、平成29年の0歳人口に乗じて、平成30年、平成31年の推計児童数を算出する。
- ・1歳以上については、コーホート変化率法を用いて、平成30年、平成31年の推計児童数を算出する。

#### (2) 支給認定割合の補正について

- ・平成29年4月1日時点での実績値を使用する。

#### (3) 女性の就業率に対する補正について

- ・平成29年6月22日付で厚生労働省から「子育て安心プランについて」が発出されたことに伴い、平成29年6月29日付で「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」が改訂し、「女性の就業率の上昇傾向（平成34年度末までの5年間で25歳～44歳の女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備するとしていること）に留意すること。」とされた。



※具体的な算出方法等については、国から示されておらず、近隣市においても現在のところ検討中であるため、今後、近隣市の状況も踏まえながら算出方法について検討していく。

## 【地域子ども・子育て支援事業】

「見直し後の量の見込み（人）」

$$= \text{「計画値」} \times \text{「(1) 推計児童数補正係数」}$$

$$\times \text{「(2) 実績値乖離補正係数」} \times \text{「(3) 女性の就業率補正係数」}$$

### (1) 推計児童数補正について

- ・推計児童数の変化を「量の見込み」に反映させるための補正
- ・補正係数は、当該事業の対象となる歳児の児童数をもとに下記の式により求める。

(推計児童数補正係数)

$$= (\text{補正後の推計児童数}) / (\text{当初の計画における推計児童数})$$

### (2) 計画値と実績値の乖離に対する補正について <資料5 P3 参照>

- ・平成 27 年度及び平成 28 年度について、計画値と実績値がどの程度乖離しているかを調べ、今後の「量の見込み」についても、同程度の乖離が生じるとの前提で、その影響を反映させるための補正
- ・補正係数は、平成 27 年度及び平成 28 年度の計画値と実績値の平均を用いる。

$$(\text{実績値乖離補正係数}) = \{(A' / A) + (B' / B)\} \div 2$$

A = 平成 27 年度計画値

A' = 平成 27 年度実績値

B = 平成 28 年度計画値

B' = 平成 28 年度実績値

### (3) 女性の就業率補正

- ・女性の就業率の向上を「量の見込み」に反映させるための補正

※見直しは、事業ごとに (1)、(2)、(3) の補正を行うか検討する。

「○」：補正を行う 「×」：補正を行わない

	(1)推計児童数	(2)計画値と実績値の乖離	(3)女性の就業率
時間外保育	○	○	○
児童クラブ (低)	○	○	○

児童クラブ（高）	○	×	×
短期支援	○	×	×
地域子育て拠点	○	○	×
一時預かり（1・2号）	○	○	○
一時預かり（その他）	○	○	○
病(後)児保育	○	○	×
ファミサポ（低）	○	○	○
ファミサポ（高）	○	×	×
利用者支援	×	○	×
妊婦健康診査	○	○	×
乳児全戸訪問	○	×	×
養育支援訪問	○	○	×

#### 4 確保方策 についての見直しの方法

○以下の方法で、確保方策の見直しを行う。

##### 【1～3号認定】

- ・各施設に対して、平成30年度及び平成31年度の利用定員の見込みについて調査を実施し、数値を積み上げるにより算出する。

##### 【地域子ども・子育て支援事業】

- ・「利用人数」については、量の見込みと同じ数字を用いる。
- ・「施設数」については、想定される量の見込みに対応できるよう、担当課と調整を行い決定する。